

介護給付費算定に係る体制等状況

(令和6年4月1日改定)

事業所番号	2770803126	変更年月日
事業所の名称	ヴァンサンク ボルテ	令和6年4月1日
サービス提供時間	3時から4時間	

通所介護（1回単位）			介護予防通所介護（1月単位）		
介護度別単位（サービスコード）			介護度別単位（サービスコード）		
要介護	1 (15-2241)	370	要支援	1 (A6-1111)	1798
	2 (15-2242)	423		もしくは週1回程度の要支援2 (A6-1221)	
	3 (15-2243)	479			
	4 (15-2244)	533		2 (A6-1121)	3621
	5 (15-2245)	588			
項目・加算	内容	単位数	項目・加算	内容	単位数
地域区分	2級地（16%）	10.72円	地域区分	2級地（16%）	10.72円
施設等の区分	通常規模				
入浴介助加算Ⅰ (15-5301)	あり	40	生活機能向上グループ活動加算 (A6-5010)	(支援1・2)	100
入浴介助加算Ⅱ (15-5303)	あり ※2	55	生活機能向上グループ活動加算/2 (A6-5020)	(支援2で週1回)	100
個別機能訓練体制Ⅰ口 (15-5053)	あり	76	生活機能向上連携加算Ⅱ 1 (A6-4002) ※5	(支援1・2)	200
個別機能訓練体制Ⅱ (15-5052)	あり	20/月	生活機能向上連携加算Ⅱ / 2 1 (A6-4012) ※5	(支援2で週1回)	200
生活機能向上連携加算Ⅱ (15-4003)	あり ※5	100/月	科学的介護推進加算 (A6-6311)	(支援1・2)	40
生活機能向上連携加算Ⅱ (15-4002)	あり ※5	200/月	科学的介護推進加算 (A6-6321)	(支援2で週1回)	40
ADL維持等加算Ⅰ (15-6338)	あり ※3	30/月	サービス提供体制加算Ⅰ 1 (A6-6011)	(支援1)	88
ADL維持等加算Ⅱ (15-6339)	あり ※3	60/月	サービス提供体制加算Ⅰ / 22 (A6-6022)	(支援2で週1回)	88
科学的介護推進加算 (15-6361)		40/月	サービス提供体制加算Ⅰ 2 (A6-6012)	(支援2)	176
中重度ケア体制加算 (15-5306)	あり ※4	45	介護職員等処遇改善加算Ⅰ (A6-6100)	あり	※1
サービス提供体制加算Ⅰ (15-6099)	あり	22	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (A6-6118)	あり	※6
通所介護送迎減算 (15-5612)	減算（片道）	-47	介護職員等ベースアップ等支援加算 (A6-6114)	あり	※7
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (15-6108)	あり	※1			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (15-6118)	あり	※6			
介護職員等ベースアップ等支援加算 (15-6114)	あり	※7			

- ※1 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、通所介護・総合事業通所サービス費の単位数の1000分の52（令和6年5月まで）・1000分の92（令和6年6月から）に相当する単位数。
- ※2 利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。また、他職種と連携し環境整備に係わる助言を行い個別の入浴計画を作成したときに加算する。
- ※3 利用者全員にBarthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し厚生労働省に提出している、かつADL利得の上位及び下位1割を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1もしくは3以上であると加算します。
- ※4 指定基準に規定する介護・看護職を常勤換算で2以上確保し要介護度3以上の割合が30%以上であり提供時間を通じて看護職を1以上確保している場合に加算となる。
- ※5 外部のリハビリ専門職等と共同でアセスメントや計画書作成を実施する場合の加算となる。また、個別機能訓練加算の算定がある場合は100/月、算定がない場合は200/月となる
- ※6 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、通所介護・総合事業通所サービス費の単位数の(A)1000分の12に相当する単位数。（令和6年5月まで）
- ※7 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、通所介護・総合事業通所サービス費の単位数の(A)1000分の11に相当する単位数。（令和6年5月まで）

注※ 現時点での体制予定です。今後の解釈通知等によっては変更となる場合がございます。